

(表)

番 号

日本アルコール産業株式会社法第11条第2項の規定による
立 入 検 査 証

写 真

(押出スタンプ割印)

職名及び氏名

年 月 日生
年 月 日交付

発行者

㊞

(裏)

日本アルコール産業株式会社法 (抄)

(報告及び検査)

第11条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第16条 第11条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、監査役又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。